

個人番号カードの交付について

個人番号カードは、本人の申請により平成 28 年 1 月以降に交付されます。(平成 27 年 12 月末現在、住民基本台帳カードをお持ちの方は有効期限までは利用できますが、個人番号カードを交付する際に返納していただきます。)

表面には、氏名、住所、生年月日、性別と本人の顔写真などが、裏面にはマイナンバーなどが記載されます。

個人番号カードは、写真付きの本人確認書類として利用できるほか、*マイナポータルや e-Tax (イータックス) などの各種サービスに利用できる予定です。

マイナンバーはカードの裏面に記載されますが、法律で認められた場合を除き、**個人番号カードの裏面をコピーすることなどは法律違反になるので注意してください。**

券面に書かれている情報のほか、内蔵の IC チップには、マイナポータルのログインや電子申請などのための電子証明書が記録されますが、所得などのプライバシー性の高い個人情報は記録されません。そのため、個人番号カードから全ての個人情報が分かってしまうことはありません。

*個人番号カードの交付手続きについては、今後、市ホームページや『広報そうじゃ』でお知らせします。

※マイナポータル

インターネットから個人情報のやり取りの記録が確認できるシステム。
平成 29 年 1 月から運用開始予定



マイナンバーはこのような場面で使われます



問い合わせ

全国共通ナビダイヤル ☎ 0570-20-0178

内閣官房ウェブページで検索

受付時間は、平日午前 9 時 30 分から午後 5 時 30 分まで(土日祝日、年末年始を除く)

■英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語は、(☎ 0570-20-0291)

■一部 IP 電話などで、上記ダイヤルにつながらない場合は、(☎ 050-3816-9405)

※ナビダイヤルは通話料がかかります

詳しくは
コチラまで



10月から始まります

マイナンバー制度

マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)とは?

国内に住民登録がある全ての人(外国人を含む)にマイナンバーを割り当て、社会保障・税・災害対策の分野で行政手続きの利便性の向上や行政を効率化するとともに、公平・公正な社会を実現するための仕組みです。

マイナンバーとは

国内に住民登録がある全ての人に通知される 12 桁の番号のことです。原則、一度指定されたマイナンバーは生涯変わりません。ただし、番号が漏えいするなど、不正に使われるおそれがある場合には変更できます。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

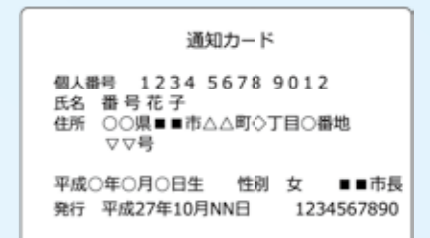
法人には法人番号が付番されます

法人にも 13 桁の法人番号が指定され、広く公開されます。法人番号は個人番号と異なり、官民間問わず誰でも自由に利用することができます。

交付・申請などのスケジュール

10月から
住民票の住所地にマイナンバーが記載された
通知カードをお送りします
※住所異動などにも通知カードが必要です。
なくさないように大切に保管してください。

通知カード(イメージ)



通知カードは、個人番号を通知するためのものであり、単体では本人確認には使えません。ほかの身分証明書(運転免許証など)の提示が必要となります。

平成 28 年
1月から
・社会保障、税、災害対策の行政手続きで運用開始
・本人の申請で
個人番号カードを交付します

※DV(ドメスティック・バイオレンス)の被害者など、やむを得ない理由により、住民票の住所地で通知カードの送付を受けることができない場合は、**9月25日(金)までに「居所情報登録申請書」**を住民票のある住所地の市区町村へ持参または郵送してください。申請書は、市役所窓口で受け取るか、市ホームページ(<http://www.city.soja.okayama.jp/>)からダウンロードできます。

詳しくは、市民課戸籍住民登録係(☎② 8247)か、総務課行政係(☎② 8218)までご相談ください。